詳細条件審査型一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式）の実施に係る掲示文兼入札説明書【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部の「令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」（以下「本工事」という。）」に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

１　掲示日　令和８年 11 月 19 日

２　発注者　独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
　　本部長　山下　昌宏

３　工事概要

(1)　工 事 名　令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事

(2)　工事場所　福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他

(3)　工事内容

盛土工	約 213,000m3		
掘削工	約 42,000m3		
法面工	約 7,850m2		
調整池（掘込式）	1 箇所（約 5000m3）		
排水工（汚水・雨水）	汚水管	φ150～φ250	約 70m
	汚水管（推進）	φ250	約 430m
	汚水取付管（推進）	φ150	11 箇所
	雨水管	φ700～800	約 230m
	雨水函渠	□700～1200	約 380m
汚水マンホールポンプ	1 箇所		
道路工（W＝2.0～9.5m）	道路 約 1360m、歩道 約 600m		
給水管	φ100 ～150　約 410m		

(4)　工　　期　契約締結日の翌日から令和 11 年２月９日まで
　　・指定工期：令和 10 年８月 10 日

(5)　工事の実施形態

①　本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体(復興 JV)または単体業者を契約の相手方とする工事である。

②　本工事は、申請時に競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後 VE 方式の試行工事である。

④　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑤　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する試行工事である。

⑥　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準（但し、4(10)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑦　本工事は、申請書及び資料の提出（但し、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注

者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。なお、紙入札方式に関する申請については、９(1)①※10 のとおり。

⑧　本工事は、女性の活躍推進に向けた調達における取組に基づき実施される、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する試行工事である。

⑨　本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行導入対象工事である。

なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑩　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。

なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑪　本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき ICT の全面的活用を図るため受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事（施工者希望型）である。受注者は契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。本工事における ICT 活用とは、工事において ICT 建設機械を用いた施工を行い ICT を用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品することをいう。ここで、ICT 建設機械とは３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械であり、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。 なお、ICT の活用にかかる費用については設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

⑫　本工事は、建設現場において動画撮影用のカメラ（タブレット端末やスマートフォン等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔 地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会い」を行う遠隔臨場の試行工事である。 なお、遠隔臨場にかかる費用については設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

⑬　本工事は、４(11)に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項 ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。

⑭　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休２日を達成するよう工事を実施する「月単位の週休２日促進工事」である。

実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

⑮　本工事における工事範囲では、現在、当機構発注の「令和７年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」が稼働中（令和９年 12 月まで）であり、各種法令に基づき施工及び現場管理を実施するものである。

４　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における令和７・８年度建設工事一般競争参加資格(以下、「一般競争参加資格」という。)において、単体業者は「土木工事Ａ等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、「土木工事Ａ等級」と「土木工事Ａ等級」又は「土木工事Ａ等級」と「土木工事Ｂ等級」の認定を受けている者の２者の組み合わせとする。なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、(１)及び(３)から (16) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、(２) に掲げる事項を満たしていなければならない。

(一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き)

申請手続期間：令和８年 11 月 19 日から令和８年 12 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（但し、正午から午後 1 時の間は除く）。

申請手続窓口：７(１)に同じ。

一般競争参加資格申請書の入手等については、当機構ホームページ内こちら
https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(但し、上記(2)の再認定を受けた者を除く。)

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から３に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、復興庁から指名停止を受けていないこと。

(7) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(「５ 設計業務等の受託者等」参照)

(9) 次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

① 単独申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ 地理的条件

次のａ又はｂのいずれかに掲げる条件を満たすこと。

ａ 福島県内に建設業法に基づく建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所を設置していること。

ｂ 平成 23 年度以降(平成 23 年 4 月 1 日から本工事の掲示日の前日までの期間)に、福島県内において元請として受注し、完成後引渡しを済ませた土木工事の施工実績※1 を有すること。

ロ 同種工事の施工実績

平成 23 年度以降(平成 23 年 4 月 1 日から本工事の掲示日の前日までの期間)に、元請として受注し、完成後引渡しを済ませた、同種工事※2 の施工実績※1 を有すること。

※1 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

※2 同種工事とは、盛土工※3、道路整備工、排水工（雨水・汚水のいずれか）のうち２つの工種を含む土木工事をいう。

※3 盛土工とは、河川堤防、(路体、路床を含む）道路、盛土量 3,000m3 以上の宅地地盤などの築造を目的に、材料を選定し十分に締固めを行った土工事をいう。

② 共同申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を満たすこと。

イ 共同企業体の代表者は、相双地域内に建設業法に基づく建設業の許可を受けた本店を設置している企業とする。(以下、「相双地域」とは、相馬市、南相馬市、新地町、飯館村の相馬地域と、広野町、楢葉町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、浪江町の双葉地域をあわせたエリアをいう)

ロ 共同企業体の構成員は、上記(９)①イａ又はイｂに掲げる条件を満たすこと。

ハ　共同企業体の構成員は、上記(９)①ロの施工実績を有すること。

なお、施工実績として認定する発注機関については、公共機関(国、地方公共団体、独立行政法人、公団、公社)及び民間のいずれも可とし、公共機関の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの(引渡書､工事完了引渡証明等)を添付すること。

(10)　次に掲げる①から⑤の基準を全て満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に専任※4で配置できること。ただし、共同申込みの場合は、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置することを原則とするが、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は、兼任でもよい。なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、３名を限度とする。

※4　対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者は対象としない）がこれらの工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平 26.２.３国交省）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」､「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）のいずれか）の資格を有する者

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　配置予定技術者は、平成 23 年度から掲示日の前日までの期間に受注し、主任技術者、監理技術者、現場代理人又は担当技術者として、完成後引渡しを済ませた、上記(９)①ロに記載の施工実績を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑤　実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や､受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合などに限る。

(11) 専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

①　監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第 28 条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で 配置すること。

②　兼務する工事は、２を超えないこと。

③　専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10 ㎞程度であること。

④　専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑤　専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。
⑥　専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。
⑦　兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

(12)　次に定めるいずれかの届け出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(13)　当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」において、平成 28 年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で 68 点未満（工期末が令和６年 10 月１日以降の工事については 70 点未満とする）の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。
①当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
②当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14)　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

(15)　総合評価に係る「企業の技術力」等が安全性、確実性、経済性の観点から適切であり、不備なく記載されていること。

(16)　共同企業体の構成基準
共同企業体の構成は、上記４（1）から（16）をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。
①　共同企業体の構成員数は、２者とする。
②　各構成員の出資比率は 30%以上とする。
③　既に経常型の共同企業体の構成員である一の企業が、本工事の共同企業体の構成員となることは可とする。ただし、経常型共同企業体が本工事の共同企業体の構成員になることはできない。
④　同一の企業が、単体又は本工事の共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

（共同企業体としての資格の認定申請手続き）
本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による別紙１のＪＶ様式１～３「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「復旧・復興建設工事共同企業体協定書」等を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。
令和８年 12 月３日 17 時まで（必着）に当機構指定様式（ＪＶ様式１～３）を持参又は簡易書留郵便による郵送にて７(1)まで提出すること。なお、提出方法及び提出日時について、提出の前日までに７(1)に電話連絡をすること。
なお、上記の提出期限までに「共同請負入札参加資格審査申請書」等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本工事の競争入札に参加することができない。

５　設計業務等の受託者等

(1)　４(8)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
　　株式会社ＵＲリンケージ

(2)　４(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1)　得点を与える評価項目の詳細は、別紙２による。なお、配置予定技術者の実績については、予定監理技術者の実績をもって評価する。

(2)　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(3)　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

　なお、技術評価点の最高点数は 40 点、施工体制評価点の最高点数は 30 点とする。

　　評　価　値 ＝ 価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

　　価格評価点 ＝ 100×（1－入札価格/予定価格）

(4)　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　企業の施工実績

②　配置予定技術者の施工実績

③　簡易な施工計画

(5)　失格要件

「簡易な施工計画」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。

また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(6)　評価内容の担保

①　落札者の提示した地元企業の活用状況、地域固有の社会貢献、簡易な施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　簡易な施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の地元企業の活用状況、地域固有の社会貢献、簡易な施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大 15 点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

(7)　申請書および資料の作成説明会は開催しない。

(8)　施工体制等の確認のためのヒアリングについて

施工体制等に関する審査は、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を確認するため、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者に、ヒアリングを予定する。※7

また、**入札価格が調査基準価格※8 未満又は特別重点調査基準価格※9 未満の場合は、ヒアリングに先立ち以下に記載する追加の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定**する。詳細は対象者に別途連絡する。

※7　入札参加者すべてが調査基準価格以上で、かつ、品質確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情が無い場合には、ヒアリングを省略する。

※8　調査基準価格の標準は、別紙３に示す。

※9　特別重点調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の 90%、共通仮設費の 80%、現場管理費の 80%、一般管理費の 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

①　ヒアリング日時、場所、追加資料の提出について

ヒアリングは開札後もしくは追加資料の提出後速やかに実施するものとし、ヒアリング日時、追加資料の提出期限等の詳細は開札後Ｅメールにより通知する。なお、追加資料の提出期限はＥメールによる通知後５営業日以内を予定している。

②　追加提出資料について

イ　入札価格が調査基準価格※8 未満～特別重点調査基準価格※9 以上の場合は、別紙４及び別紙５により次に掲げる様式による資料を提出すること。

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）
・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）
・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）
・資材購入予定先一覧（様式８－２）
・機械リース元一覧（様式９－２）
・労務者の確保計画（様式 10－１）
・施工体制台帳（様式 15）

ロ　特別重点調査基準価格※9 未満の場合は、別紙４及び別紙５により次に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

・上記イの資料
・下請予定業者等一覧表（様式４）
・配置予定技術者名簿（様式５）
・工種別労務者配置計画（様式 10－２）
・建設副産物の搬出地（様式 11）
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－１）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－２）
・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－３）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－１）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14-2）

ハ　**追加資料に著しい不備がある場合や資料未提出の場合**は、施工体制評価点を 0 点とし、かつ技術評価点を 10 点減点する。なお、技術評価点が 10 点未満のものは技術評価点を 0 点とする。

③その他

ヒアリングの出席者は配置予定技術者を含めて３名以内とし、資料の説明が可能な

者とする。

(9)　ICT 活用工事及び遠隔臨場にかかる技術の活用について、本工事では総合評価落札方式における「簡易な施工計画」での評価対象外とするため記載しないこと。

但し、ICT 活用工事にかかる技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案についてはその応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

7　担当等

(1)　入札・契約及び令和７・８年度の一般競争参加資格の認定に関すること

〒970－8026　福島県いわき市平並木の杜２番地　63PLAZA

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部　経理課　電話 0246-38-8179

(2)　公募全般及び設計内容に関すること

同　福島復興支援部　基盤工事課　電話 0246-38-6531

Fax 0246-24-0301

8　設計図書等の交付期間、場所及び方法

設計図面の交付を希望する場合は、まず別添１【ＦＡＸ申込書】 設計図面等交付申込書及び別添２「機密保持に関する確認書」に記名押印の上、以下の期間に期間にＦＡＸ送信し申込むこと。設計図書等はＥメールによりＰＤＦ等データを送付する。

ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日）は営業日として数えない。）までに、設計図面等が申込者に到着するように送付する。

３営業日を過ぎても設計図面等が到着しない場合は、７(2)に電話にて確認すること。

【受付期間、申込先】

受付期間：令和８年 11 月 19 日から令和８年 12 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時（正午から午後１時までの間は除く）

申 込 先：７(2)に同じ。

9　競争参加資格の確認

(1)　本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①　申請書の提出方法及び期間

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾※10 を得て紙入札方式による場合は、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、以下の申請書の提出期間内に７(１)に持参又は提出期間内必着とする簡易書留郵便による郵送とする。(添付する書類は別添様式１のみでよい。）電送によるものは受け付けない。

※10　紙入札方式による発注者の承諾について

７（1）に電話連絡の上、令和８年 12 月３日までに別紙６紙入札方式参加承諾願及び別紙７紙入札業者入力票を７(１)に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

（電子入札運用基準：https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html 参照。）

提出期間：令和８年 11 月 19 日から令和８年 12 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで(正午から午後１時までの間は除く。)

② 資料の提出方法、期間及び場所

提出方法:資料は、あらかじめ提出する日時の２営業日前までに７(2)に電話連絡のうえ、提出時は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。(電子入札システムによる場合も持参すること。)

なお、提出時には、提出資料について過不足や間違いがないか確認するのみのため、内容等について確認することは原則としてしないものとする。

提出日には参考資料として本入札説明書を持参すること。

提出期間：令和８年 11 月 19 日から令和８年 12 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。)。

提出場所：７（2）に同じ。

(2) 申請書は、別添様式１により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。(別紙８「書類作成の手引き」参照のこと)

なお、下記①の福島県内における土木工事の施工実績、下記②の同種工事の施工実績及び下記③の配置予定の技術者の施工実績については、平成 23 年度以降（平成 23 年 4 月 1 日から本工事の掲示日の前日までの期間）に、受注し、工事完成後引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 地理的条件

４(９)①イａに該当する場合は、その旨を別添様式２に記載し、建設業の許可証の写しを添付すること。

４(９)①イｂに該当する場合は、そのことを判断できる福島県内における土木工事の施工実績を別添様式２に記載し、工事に係る契約書の写し（民間工事で請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、請書等根拠となる資料）及び図面の写し（当該工事に係る数量表及び施工範囲がわかるもの）を添付すること。記載する施工実績の件数は１件でよい。

② 同種工事の施工実績

４(９)①ロに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別添様式３に記載し、工事に係る契約書の写し（民間工事で請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、請書等根拠となる資料）及び図面の写し（当該工事に係る数量表及び施工範囲がわかるもの）を添付すること。

記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。また、併せて別添様式５－１も作成すること。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を別添様式５－２に記載の上、認定を受けている場合には、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

④ 配置予定の技術者

４(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び施工実績を別添様式４に記載し、当該工事に従事したことを証明する資料（財団法人日本建設情報センターの「工事情報システム（CORINS)」に登録した写し等）を添付すること。記載する施工実績の件数は１件でよい。また、併せて別添様式５－３も作成すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。ただし、その場合３名を限度とする。(共同企業体の場合は、構成員それぞれ３名を限度とする。)

監理技術者として配置予定の技術者（以下「予定監理技術者」という。）を複数記載する場合、６(4)における評価については、最も評価値の合計値が低くなる予定監理技術者

の実績を評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例２号の配置を行う場合においては、別途指定する届出書を提出すること。

なお、実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合などに限る。

⑤　簡易な施工計画

別紙２に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を別添様式５－４に記載すること

⑥　４(12)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には別添様式７－１元請適用除外誓約書を、未加入であった者がその後加入をした場合は､加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(4)　機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和９年１月８日までに電子入札システム（紙により申請した場合は郵送（同日発送））にて通知する。

(6)　その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式は Word2019 形式以下、Excel2019 形式以下のもの、PDF 形式又は画像ファイル（JPEG 形式及び GIF 形式）で作成すること。

10　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和９年１月 18 日　午後４時

② 提出場所：７(1)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし発注者の承諾を得た場合は書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、令和９年１月 25 日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙により説明要求のときは紙）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

11 再苦情申立て

(1) 10(2)の説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から７日（休日を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

① 受付場所：７(1)に同じ

② 受付時間：土曜日、日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで。（正午から午後１時の間は除く。）

(2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、７(1)に同じ。

12 質問・回答及び追加説明

この入札説明書（設計図書等含む）に対する質問がある場合は、次に従い別紙９質問書（様式）を紙及びＥメールにより提出すること。提出がない場合は質問が無いものとみなす。

(1) 質問

① 提出期間：令和８年 12 月 11 日から令和９年１月７日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで。（正午から午後１時の間は除く。）

② 提出方法：提出期間内に７(2)まで持参又は郵送により提出するものとし、電子入札システム及び電送によるものは受け付けない。なお、質問の提出がある場合は事前に７(2)に提出日時及び提出方法を電話で連絡すること。

(2) 回答及び追加説明

上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、申請書の提出者全員に対してＥメールにより連絡する。

① 期　　間：令和９年１月 15 日から令和９年１月 28 日までの土曜日、日曜日及び祝日)を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時の間は除く。）

② 場　　所：７(2)に同じ

13　入札書の提出期限

提出期限：令和９年１月 28 日　正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに７(1)に持参又は同日午前中必着での簡易書留郵便による郵送とすること。(電送によるものは受け付けない。)

14　入札方法等

(1)　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札書は当機構ホームページの電子入札ページの様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。上記の入札書の提出期限までに７(1)に持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とすること。電送による提出は認めない。

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　本工事において、調査基準価格を下回った価格により入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。(別紙３参照)

(4)　調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐するため、監理技術者と同等の要件（但し、４(10) ②に掲げる工事経験を除く。）を満たす専任の技術者１名以上を追加配置すること。(共同企業体の場合は、各構成員が専任の技術者を１名追加配置できること。)

なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

15　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

16　工事費内訳書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。Excel ファイルのデータを E メールにより提出するとともに、電子入札による場合は、電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書ファイルを添付資料として追加提出すること。紙入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2)　工事費内訳書の様式は競争参加資格通知日に E メールにて送付する。種目別内訳及び

科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、**材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載**すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。電子入札システムにより内訳書を提出する場合、会社印及び代表者印(又は代理人印)を省略出来る。郵送して提出する工事費内訳書の押印を省略する場合は、本件責任者、担当者、連絡先(電話番号)を記載すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合、又は押印省略した内訳書に本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ 内訳書が特定できない場合

ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

イ 内訳の記載が全くない場合

ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ 発注者名に誤りがある場合

ロ 発注案件名に誤りがある場合

ハ 提出業者名に誤りがある場合

ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務が生じるものではない。

(5) 工事費内訳書を提出する際の注意事項

ファイル容量の合計が３ＭＢを越える場合は､すべての書類を郵送により提出すること。この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送により提出する場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載した書面を、必ず電子入札システムにより入札書の添付書類として送信すること。

・郵送する旨の表示

・郵送する書類の目録

・郵送する書類のページ数

・発送年月日

郵送の締切は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。

また、郵送にあっては、郵便書留等の配達の記録が残るものを必ず利用するものとし、この場合は、二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示すること。

17　開札

(1)日　　時：令和９年１月 29 日　午前 10 時

(2)場　　所：７(1)に同じ

(3)開札方法：開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者の立ち合いは不要とする。

①　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、別途入札参加者に連絡する。

②　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回の入札で落札者がないときは、別に日時を定めて２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。見積り合わせ執行回数は、原則として、２回を限度とする。

18　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

19　落札者の決定方法

(1)　落札者の決定は６(2)による。

(2)　６(2)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別紙 10 確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(3)　開札後に落札予定者又は低入札価格調査対象者となったものが辞退した場合は、 指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

20　支払条件

前金払 40%以内、部分払及び完成払。

ただし、**前金払の割合は、発注者と受注者とが協議して定める各事業年度の出来高予定金額に対するものとする。**

また、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第 34 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、第 5 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に、第 6 項中「10 分の 5」を「10 分の 3」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に読み替えるものとする。

21　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の落札者との随意契約により締結する予定の有無　　無

22　その他

(1)　入札参加者は、別冊入札心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）及び別冊電子入札運用基準、並びに工事請負契約書を熟読し、入札心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。

※　別冊入札心得書及び別冊電子入札運用基準については、都市再生機構ＨＰ

https://www.ur-net.go.jp/order/ に掲載。

(2) 本工事の積算にあたっては、国土交通省において、東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）の現場状況を反映した土木工事積算基準等が策定されたことと同様に、「土木・造園工事積算要領（令和６年度版）都市再生機構」について以下の補正を行っている。

間接工事費の算出にあたって、「土木・造園工事積算要領」により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率にそれぞれ下表の補正係数を乗じている。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．５
現場管理費	１．２

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、９(３)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 落札者は、本工事請負契約締結時に、「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」は、機構ホームページで確認すること。

(https://www.ur-net.go.jp/order/)

(6) 当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、平成 14 年 10 月 1 日以降、当機構が取得した文書（例：競争参加資格申請書など）は、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(7) 当該入札説明書に関する問い合わせ先

７（2）に同じ

(8) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時 15 分から 20 時 00 分まで稼動している。電子入札システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(9) 電子入札システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク　℡0570-021-777

電子入札ホームページ　https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/

・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、９(1)へ連絡すること。

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(12)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

1)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2)公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

3)当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構

における最終職名等）
③　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4)公表日
契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上

【交付図書】

○入札説明書（本文）

別紙１　復旧・復興建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

ＪＶ様式１　共同請負入札参加資格審査申請書

ＪＶ様式２　復旧・復興建設工事共同企業体協定書

ＪＶ様式３　委任状

別紙２　評価項目及び配点

別紙３　低入札価格調査について

別紙４　施工体制等の確認のためのヒアリングについて

別紙５　施工体制確認追加資料作成要領

別紙６　紙入札方式参加承諾願

別紙７　紙入札業者入力票

別紙８　書類作成の手引き（詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認申請）

別添様式１　競争参加資格確認申請書

別添様式２　地理的条件

別添様式３　同種工事の施工実績

別添様式４　配置予定技術者の施工実績

別添様式５－１　企業の施工実績　（総合評価に関する資料）

別添様式５－２　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況

別添様式５－３　配置予定技術者の施工実績　（総合評価に関する資料）

別添様式５－４　簡易な施工計画　（総合評価に関する資料）

別添様式６　欠番

別添様式７－１、７－２　適用除外誓約書

別紙９　質問書（様式）

別紙 10 確認書（低入札価格調査）

別添１　【ＦＡＸ申込書】　設計図面等交付申込書

別添２　機密保持に関する確認書

○資料　現場説明書及び図面

［参考資料］

・入札（見積）心得書

・工事請負契約書標準様式

・個人情報等の保護に関する特約条項

・外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

ＵＲ都市機構ホームページ参照（ https://www.ur-net.go.jp/order/ ）

別紙１

復旧・復興建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

「共同請負入札参加資格審査申請書」「復旧・復興建設工事共同企業体協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成して下さい。
なお、ご不明な点がございましたら入札説明書７（１）まで、お問い合わせ下さい。

1. 共同請負入札参加資格審査申請書 ・・・・・・・・・・・・・・[ＪＶ様式 1]

（1） 日付
共同企業体結成の日とします。協定書、委任状の日付もこの日付で作成して下さい。

（2） 建設工事共同企業体名
構成員の社名を記載して下さい。社名は省略が可能です。
（例）㈱○○工業・△△建設㈱が構成員の場合
「○○・△△復旧・復興建設工事共同企業体」となります。

（3） 代表者住所、名称、氏名
共同企業体の代表者の社名等を記載して下さい。

2. 復旧・復興建設工事共同企業体協定書 ・・・・・・・・・・・・・・[ＪＶ様式 2]

（1） 第３条 ・・・・事務所の所在地
番地まで記載して下さい。

（2） 第５条 ・・・・構成員の住所及び名称
構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）を記載して下さい。

（3） 第６条 ・・・・代表者の名称
企業体の代表者を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。

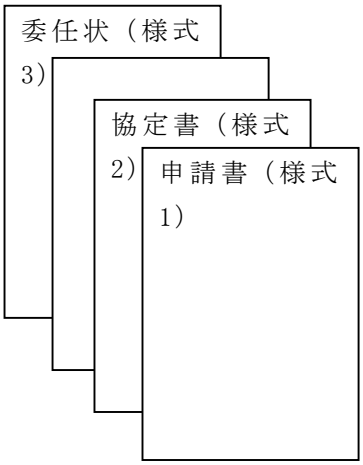
（4） 第８条 ・・・・構成員名称、出資の割合
構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。
各構成員の出資の割合は２社の場合は 30％以上として下さい。

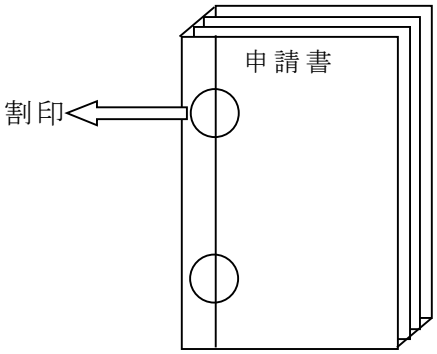
（5） 第 11 条 ・・・・取引金融機関
企業体としての取引銀行名、本支店名を記載して下さい。

3. 委任状 ・・・・・・・・・・・・・・[ＪＶ様式 3]

4. 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじして下さい。
なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。
また、申請書は**A４判**で作成して下さい。





① 出来上がりはA4判として下さい。
② 袋とじの境目に構成員全員の割印をして下さい。（裏側も同様）
③ 各ページ間の割印の必要はありません。

【注意】
上記の袋とじ書類は「共同請負入札参加資格審査申請書」に関するものであり、上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないで下さい。

（ＪＶ様式１）

共同請負入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　東北震災復興支援本部
本部長　山下　昌宏　殿

（共同企業体の名称）○○・○○復旧・復興建設工事共同企業体
代表者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

この度、連帯責任によって、令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事の共同施工を行うため、復旧・復興建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以　上

（ＪＶ様式２）

○○復旧・復興建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○年○月○日に成立し、復旧・復興工事の請負契約の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地　　○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社　　○○％

○○建設株式会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度、当該復旧・復興工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）
第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
（権利義務の譲渡の制限）
第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。
（工事途中における構成員の脱退に対する措置）
第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。
２　構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。
（構成員の除名）
第 16 条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。
（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第 17 条　構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第２項から第５項までを準用するものとする。
（代表者の変更）
第 17 条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。
（解散後のかし担保責任）
第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
（協定書に定めのない事項）
第 19 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　月　日

○○建設株式会社　代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○建設株式会社　代表取締役○ ○ ○ ○ 印

（ＪＶ様式３）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
本部長　山下　昌宏　殿

（共同企業体の名称）〇〇〇〇復旧・復興建設工事共同企業体
共同企業体　　住　　所
構　成　員　　商号又は名称
代表者氏名　　印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事契約について、下記の権限を委任します。

受　任　者　　住　　所
共同企業体代表　　商号又は名称
代表者氏名　　印

記

（委任事項）
１　見積及び入札について
２　契約に関すること
３　支払金の請求及び領収について

以　上

別紙2　評価項目及び配点

1　技術評価点

(1) 企業の施工実績

	評価項目		評価基準	配点	得点
企業の実績	過去 15 年間(平成 23 年４月１日から掲示日まで)における同種工事（上記 4 (9) ①ロに掲げる工事）の施工実績の有無（注１～２）		施工場所が相双地域内	5.0	／5.0
			施工場所が福島県内	2.5	
			施工場所が福島県外	0.0	
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定の平均点（注１，３～５）		81 点以上	5.0	／5.0
			79 点以上 81 点未満	3.0	
			77 点以上 79 点未満	2.0	
			75 点以上 77 点未満	1.0	
			75 点未満（実績なしを含む）	0.0	
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)に当機構「土木」工事または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事における優良工事表彰の有無（注１～２，６）		当機構の表彰実績あり	5.0	／5.0
			国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
			都道府県又は政令指定都市の表彰あり	3.0	
			表彰の実績なし	0.0	
	ＩＳＯ認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み(注７～８)		以下の項目について２つ以上該当 ・ISO9001 又は ISO14001 認証取得済み ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表（SDGs の取組みの公表を含む）	5.0	／5.0
			以下の項目について１つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取り組みの公表含む）	2.5	
			上記以外	0.0	
社会・地域貢献度等	過去２年間（令和６年４月１日から掲示日まで）の当機構における「街づくり等事業貢献業者への表彰」の有無		表彰が複数件あり	5.0	／5.0
			表彰あり	2.0	
			表彰なし	0.0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定の有無	①　女性活躍推進法に基づく認定（注９）	プラチナえるぼし	5.0	／5.0
			えるぼし３段階目	4.0	
			えるぼし２段階目	3.0	
			えるぼし１段階目	2.0	
			行動計画	1.0	
		②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（注１０）	プラチナくるみん	5.0	
			くるみん（令和７年４月以降の基準）	4.0	
			くるみん（令和４年４月～令和７年３月までの基準）	3.0	
			トライくるみん（令和７年４月以降の基準）	3.0	
			くるみん（平成 29 年４月～令和４年３月までの基準）	3.0	

	評価項目		評価基準	配点	得点
			トライくるみん（令和４年４月～令和７年３月までの基準）	3.0	
			くるみん（平成 29 年３月までの基準）	2.0	
			行動計画（令和７年４月以降の基準）	1.0	
		③ 若者雇用促進法に基づく認定（注１１）	あり	4.0	
			いずれも認定無し	0.0	
	過去 10 年間(平成 28 年４月１日から掲示日の前日までの期間)に相双地域内で土木工事の災害復旧工事の施工実績（注１）		実績あり	5.0	／5.0
			実績なし	0.0	
	地元企業の活用状況（注１２）		当該工事で地元企業を一次下請けとして活用予定あり	5.0	／5.0
			なし	0.0	
	地域固有の社会貢献活動（注１３）		当該工事で地元企業から工事に係る資材等の調達の活用予定あり	5.0	／5.0
			なし	0.0	
			イ 得点小計	／45.0	

（注１）共同申込みの場合は、いずれかの構成員が該当すれば評価する。

（注２）各項目で実績が複数ある場合は評価点が高い方を採用する。（合算した評価点とはしない。）

（注３）工事成績評定の実績件数が、６件以上ある場合については、通知日で直近５件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が５件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

（注４）枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を１件の工事として取り扱う。

（注５）工期末が令和６年９月 30 日以前の工事成績評定点は、通知された点数に５点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

（注６）国土交通省各地方整備局発注の場合は局長表彰、県又は政令指定都市発注の場合は知事表彰又は市長表彰とする。

（注７）「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第２条４項に定める文書又は電磁的記録のことをいう。

（注８）「社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取組み公表含む）」は、SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標のうち、特に地球環境配慮に資するものとして、以下６つの目標に係る取組みの公表を評価の対象とする。

・目標６：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

・目標７：すべての人々の、安価かつ信頼できる自足可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

・目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する。

・目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

・目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

・目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

（注９）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条に定める基準に

適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

（注１０）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120条）第13条又は第15条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（注１１）若者の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（注１２）地元企業とは、浜通り地域に本店がある企業をいう。地元企業を一次下請けとして活用予定がある場合は、一次下請け予定企業の契約予定工事の概要（工種もしくは作業内容等）並びに一次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを提出すること。

（注１３）地元企業とは、浜通り地域に本店がある企業をいう。地元企業から工事に係る資材等の調達予定がある場合は、調達予定の概要（予定企業、調達内容等）予定企業の法に基づく許可証等の写しを提出すること。

(2) 配置予定技術者の施工実績（注１）

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間(平成23年４月１日から掲示日まで)における同種工事（上記４(9)①ロに掲げる工事）の施工実績の有無	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が３件以上あり	5.0	／5.0
	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が２件あり	2.0	
	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が１件あり	0.0	
過去３年間（令和５年４月１日から掲示日の前日までの期間）に従事した機構土木工事における工事成績評定の平均点。（注２～６）	81点以上	10.0	／10.0
	79点以上81点未満	7.0	
	77点以上79点未満	4.0	
	75点以上77点未満	2.0	
	75点未満（実績なしを含む）	0.0	
過去３年間（令和５年４月１日から掲示日の前日までの期間）に従事した機構土木工事又は国交省各地整等発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無（注５，７～９）	主任（監理）技術者又は現場代理人として機構の表彰工事に従事した実績あり	10.0	／10.0
	担当技術者として機構の表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任（監理）技術者又は現場代理人として国交省の表彰工事に従事した実績あり（局長表彰）	5.0	
	主任（監理）技術者又は現場代理人として都道府県又は政令指定都市の表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	表彰工事に従事した実績なし	0.0	
	ロ　得点小計	／25.0	
	イ、ロ得点合計	／70.0	
	①　評価点（得点合計×15/70）	／15.0	

（注１）施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過

半以上の従事期間であること。

（注２）工事成績評定の実績件数が、６件以上ある場合については、通知日で直近５件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が５件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

（注３）枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を１件の工事として取り扱う。

（注４）工期末が令和６年９月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に５点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

（注５）共同申込みの場合は、今回工事における配置予定監理技術者について評価する。

（注６）従事した工事とは配置予定技術者が現場代理人又は主任技術者（監理技術者）として従事した工事をいう。

（注７）各項目で実績が複数ある場合は評価点が高い方を採用する。（合算した評価点とはしない。）

（注８）配置予定技術者について、複数の候補者を予定する場合には、配点が低くなる方で評価する。

（注９）国土交通省各地方整備局発注の場合は局長表彰、県又は政令指定都市発注の場合は知事表彰又は市長表彰とする。

(1)(2)評価点小計（上記得点の計）	／70.0
加算点（評価点小計×15/ 70）	**／15.0**

(3) 簡易な施工計画

評価項目	評価基準	配点	得点
項目１ 工事工程を遅延させないための工事手順等について、以下の視点で技術上の工夫を記載。 「工事工程の適切な把握、及び工事遅延リスクの要因と対応についての提案」	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	10.0	/10.0
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	6.0	
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.0	
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.0	
項目２ 関連他工事との輻輳に対する調整等について、以下の視点で技術的工夫を記載 「関連他工事との調整方法、及び関連他工事との工程管理、安全管理にかかる提案」 ※場内及び場外における関連他工事の状況については、図面特記仕様書（14）に記載	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	10.0	/10.0
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	6.0	
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.0	
	仕様書，施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.0	

(3)評価点小計（上記得点の計）	／20.0
加算点（評価点小計×25/20）	**／25.0**

(4) 加算点合計

技術評価点合計（15 点+25 点）	**／40.0**

(5) 簡易な施工計画に係る取扱いの詳細について

① 不適切と判断する提案

イ 未提出及び白紙提出

ロ 施工計画の内容に著しい不備等があり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合

② 評価しない提案

イ 特記仕様書と同程度の提案及び一般的な提案

ロ 現場条件に適合しない提案及び明らかに実施効果が小さいと思慮する提案

ハ 不確定要素を前提とした実現性の低い提案

ニ 設計図書の変更が伴うもの（変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でない」、「工事目的物の変更が伴わない」の条件を満たすものは除く）。

ホ 「施工（実施）方法」、「確認方法」について具体的内容が確認できないもの。

ヘ その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

③ 評価できる提案

上記①②に該当しない提案は評価の対象とし、履行義務を負うものとする。なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としないが、履行義務は負うものとする。

2 施工体制評価点

(1)施工体制に関する審査

施工体制に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

① 施工体制に関する審査は、下表の評価項目について行うものとし、開札後において、入札に際して提出された工事費内訳書のほか、下記②に該当する場合においては、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の確実性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

② 入札参加者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者があった場合には、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、ヒアリング及び追加調査資料の提出を求め、上記①の資料と併せて審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

上記②により追加調査資料の提出を求めた場合であって、期限までに資料の提出がない場合には、当該参加者について施工体制評価点を0点かつ技術評価点を10点減点する。なお、技術評価点が10点未満のものは、技術評価点を0点とする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	

施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	

加算点合計	**／30.0**

（２）評価内容の担保

① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

別紙３

低入札価格調査について

１　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

調査基準価格

調査基準価格＝施工に係る調査基準価格 ＋　設計・土質調査に係る調査基準価格

※個別工事ごとに積算し、その合計額により予定価格を定めるため、個別工事ごとには調査基準価格を設定しない

（１）施工に係る調査基価格

調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に 100／110 を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に 9.2／10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2／10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5／10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5／10 を乗じて得た額。

イ　直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

ロ　共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ハ　現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ニ　一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

（２）設計・土質調査に係る調査基準価格

設計・土質調査に係る入札書比較価格に 10 分の 7 を乗じて得た額

２　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

３　低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

イ　その価格により入札した理由

ロ　契約対象工事付近における手持工事の状況

ハ　契約対象工事に関連する手持工事の状況

ニ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）

ホ　手持資材の状況

ヘ　資材購入先及び購入先と入札者の関係

ト　手持機械数の状況

チ　労務者の具体的供給見通し

リ　過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）

ヌ　経営内容

ル　イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討

ヲ　リの機構発注工事の成績状況

ワ　経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
カ　信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
ヨ　その他必要な事項

4　低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して５営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。
イ　当該価格で入札した理由（様式１）
ロ　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式３）
ハ　手持工事の状況（様式６－１、様式６－２）
ニ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）
ホ　手持ち資材の状況（様式８－１）
ヘ　資材購入予定先一覧（様式８－２）
ト　手持ち機械の状況（様式９－１）
チ　機械リース元一覧（様式９－２）
リ　労務者の確保計画（様式10－１）
ヌ　工種別労務者配置計画（様式10－２）
ル　施工体制台帳（様式15）
ヲ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式16）
ワ　経営内容（過去３年間の貸借対照表及び損益計算書）
カ　確約書（様式17）

5　必要に応じ、４以外の説明資料の提出を求めることがある。

6　当該調査の結果は、公表することがある。

別紙４

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

１．施工に係る入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

次の項目についてヒアリングを行う。

（１）品質確保の実効性

・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。

・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

（２）施工体制確保の確実性

・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。

・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。

・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

２．施工に係る入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未満及び、特別調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の 90%、共通仮設費の 80%、現場管理費の 80%、一般管理費の 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未満の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後５営業日以内とする。

（１）施工に係る入札価格が調査基準価格未満で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）

・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）

・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）

・資材購入予定先一覧（様式８－２）

・機械リース元一覧（様式９－２）

・労務者の確保計画（様式 10－１）

・施工体制台帳（様式 15）

（２）施工に係る入札価格が特別調査基準価格未満の者の提出資料

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）

・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）

・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）

・下請予定業者等一覧表（様式４）

・配置予定技術者名簿（様式５）

・資材購入予定先一覧（様式８－２）

・機械リース元一覧（様式９－２）
・労務者の確保計画（様式 10－１）
・工種別労務者配置計画（様式 10－２）
・建設副産物の搬出地（様式 11）
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－１）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－２）
・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－３）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－１）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－２）
・施工体制台帳（様式 15）

３．審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

（１）品質確保の実効性

施工に係る入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の**入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点**する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
② 安全確保の体制が構築されると認められるか
③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

（２）施工体制確保の確実性

施工に係る入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係

る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の**入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点**する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか

③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

以　上

別紙５

作成要領（各様式共通）

１　入札者は、本部長があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
２　提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本部長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
３　入札者は、契約対象工事に関して技術提案資料等を提出している場合、各様式に提出済資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
４　各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
５　本部長は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式１　当該価格で入札した理由

記載要領

１　当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
２　直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
　なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然のことである。

様式２－１　積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

１．以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
２．契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
３．計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去１年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

４．自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
５．現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
６．一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
７．入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記３の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
８．工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
９．ＶＥ提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式３に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

１．本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領６により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去３月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去３月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
２．上記１の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式２－２　内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

１．本様式は、様式２－１に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
２．直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式３　ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

１　コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
２　本様式は、様式２－１及び様式２－２に対応した内容とする。

様式４　下請予定業者等一覧表

記載要領

１　下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。

２　下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

３　使用を予定する手持ち資材については様式８－１、購入予定の資材については様式８－２、使用を予定する手持ち機械については様式９－１、直接リースを受ける予定の機械については様式９－２、確保しようとする労務者については様式 10－１に対応した内容とする。

添付書類

１　本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。

２　上記１の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式５　配置予定技術者名簿

記載要領

１　配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

２　入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

１　本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。

２　記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式６－１　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

１　本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

２　「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

１　本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかに

した地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
２　当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式６－２　手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

１　本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
２　「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式７　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

１　本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
２　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費などどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

１　本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
２　本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式８－１　手持ち資材の状況

記載要領

１　本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
２　「単価（原価)」欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
３　「調達先（時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

１　本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分か

るように撮影したもの）を添付する。
２　本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

資料８－２　資材購入予定先一覧

記載要領

１　「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
２　「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
　また、取引年数を（ ）書きで記載する。
３　手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

１　購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
２　本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
３　自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式９－１　手持ち機械の状況

記載要領

１　本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
２　「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

１　本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
２　過去１年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
３　本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並び

に固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式９－２　機械リース元一覧

記載要領

１　本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

２　「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

３　「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等

　また、取引年数を（ ）書きで記載する。

４　手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額）（いずれも過去１年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

１　機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

２　本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

３　自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 10－１　労務者の確保計画

記載要領

１　自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。

２　「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。

３　「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
４　「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
　また、取引年数を（ ）書きで記載する。

添付書類

１　本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
２　自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
３　下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式４の添付資料として提出する。

様式 10－２　工種別労務者配置計画

記載要領

１　本様式には、様式 10－１の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
２　「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

　本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式 11　建設副産物の搬出地

記載要領

１　契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
２　「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

１　受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
２　受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 12　建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

１　本様式は、様式 11 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
２　「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
３　本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設ける

ものとする。
4　様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5　資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6　仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7　「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1　建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2　搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3　仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4　本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13－１　品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

1　本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13－２で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13－３で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2　「諸費用」の欄は「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3　「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

1　本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
　また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該

金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

２　本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 13－２　品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

１　本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 13－３で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

２　「諸費用」の欄は「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13－３　品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

１　本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

２　「諸費用」の欄には「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検

査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14－１　安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

１　本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。

２　「諸費用」の欄は「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14－２　安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

１　本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

２　「諸費用」の欄は「点検対象、」「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用

を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式２－２の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

３　「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

１　本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式２－２に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

２　本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「点検実施者」欄の者に対して支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 15　施工体制台帳

記載要領

１　本様式は、様式４における下請予定業者の担当工事について記載する。

２　契約対象工事の施工に当って事業協同組合による施工を予定している場合は、担当する組合員及び担当工事について記載する。

添付書類

事業協同組合による場合は、構成組合員が確認できる資料を添付する。

様式 16　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

１　本様式は、過去５年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった都市機構発注工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。

２　各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

以　上

別紙６

紙入札方式参加承諾願

１．発注件名　令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事

２．電子入札システムでの参加ができない理由
　　〇〇〇〇〇のため。

　上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印　※1

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
本部長　　山下　昌宏　殿

※１　本件責任者（部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　担　当　者（部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※２　連絡先（電話番号）１＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　連絡先（電話番号）２　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可

上記について承諾します。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
本部長　　山下　昌宏
（　公　印　省　略　）

別紙７

紙入札業者入力票

件名：令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事

業　者　名　称	
登 録 番 号 ※	
郵　便　番　号	
住　　所	
役　　職　　名	
代 表 者 氏 名	
代表者電話番号	
代表者ＦＡＸ	
部　　署　　名	
連 絡 先 名 称	
連 絡 先 氏 名	
連 絡 先 住 所	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

別紙８

詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認申請
書類作成の手引き

「令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出してください。

１．申請書の提出について

⑴申請書類は、２に定める書類を、３に定める方法に基づき提出して下さい。
⑵添付資料も含め、書類はすべてＡ４サイズで作成して下さい。
⑶書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
⑷提出部数は１部とします。

２．提出書類

□競争参加資格確認申請書・・・**別添様式１**
⑴ 地理的条件・・・**別添様式２**
⑵ ａを選択した場合　→　建設業許可証（写し）
専任技術者証明書（写し）*【営業所の場合には左記も添付】*
ｂを選択した場合　→　工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）　※１、※２
⑶ 同種工事の施工実績・・・**別添様式３**
⑷ ⑶の工事の、工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）　※１、※２
⑸ 配置予定技術者の施工実績・・・**別添様式４**
⑹ １級技術検定合格証明書（土木施工管理）又はこれと同等以上の資格の証明書（写し）
⑺ 監理技術者資格者証（写し）、監理技術者講習修了証（写し）
【配置予定監理技術者である場合のみ提出】
⑻ 配置予定技術者が従事した工事における役職（現場代理人等）を証明する書類（写し）
⑼ ⑻の工事の、工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）　※１、※２
⑽ 所属会社との恒常的な雇用関係を証する資料として、健康保険証等（写し）
⑾ 企業の施工実績（総合評価に関する資料）・・・**別添様式５－１**
⑿ 優良工事表彰状(写し)、街づくり貢献業種表彰（写し）*【実績がある場合に提出】*
⒀ ⑾に係る工事の、工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）　※１、※２
【相双地域内又は福島県内の実績がある場合、相双地域内で災害復旧工事の施工実績がある場合に提出】
⒁一次下請け予定企業の契約予定概要、一次下請け予定企業の建設業法の許可証（写し）
⒂ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況・・**別添様式５-２**
⒃ 資材等の調達予定がある場合は、調達概要(予定企業、調達内容等)の資料
⒄ 配置予定技術者の施工実績（総合評価に関する資料）・・・**別添様式５－３**
⒅ 配置技術者であることを証する資料（写し）*【実績がある場合に提出】*
⒆ 優良工事表彰状(写し)*【実績がある場合に提出】*
⒇ ⑰に係る工事の、工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）　※１、※２
【盛土工、道路整備工、排水工を含む工事の実績がある場合】

(21) 簡易な施工計画（総合評価に関する資料）※５・・・別添様式５－４

(22) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し)(入札説明書４(13)参照)、適用除外誓約書、又は保険料の納付を証明する書類（写し）・・・別添様式７－１、７－２

※１　「設計図書の一部等（写し）」については、Ａ３判に縮小し、Ａ４判に折り込むこと。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分の拡大コピー等を添付すること（工事名称及び発注機関等も確認できるようにコピーすること）

※２　当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されており、工事名称ほか所定の内容が確認できる場合は、CORINS 登録内容の写しの添付に代えることができる。

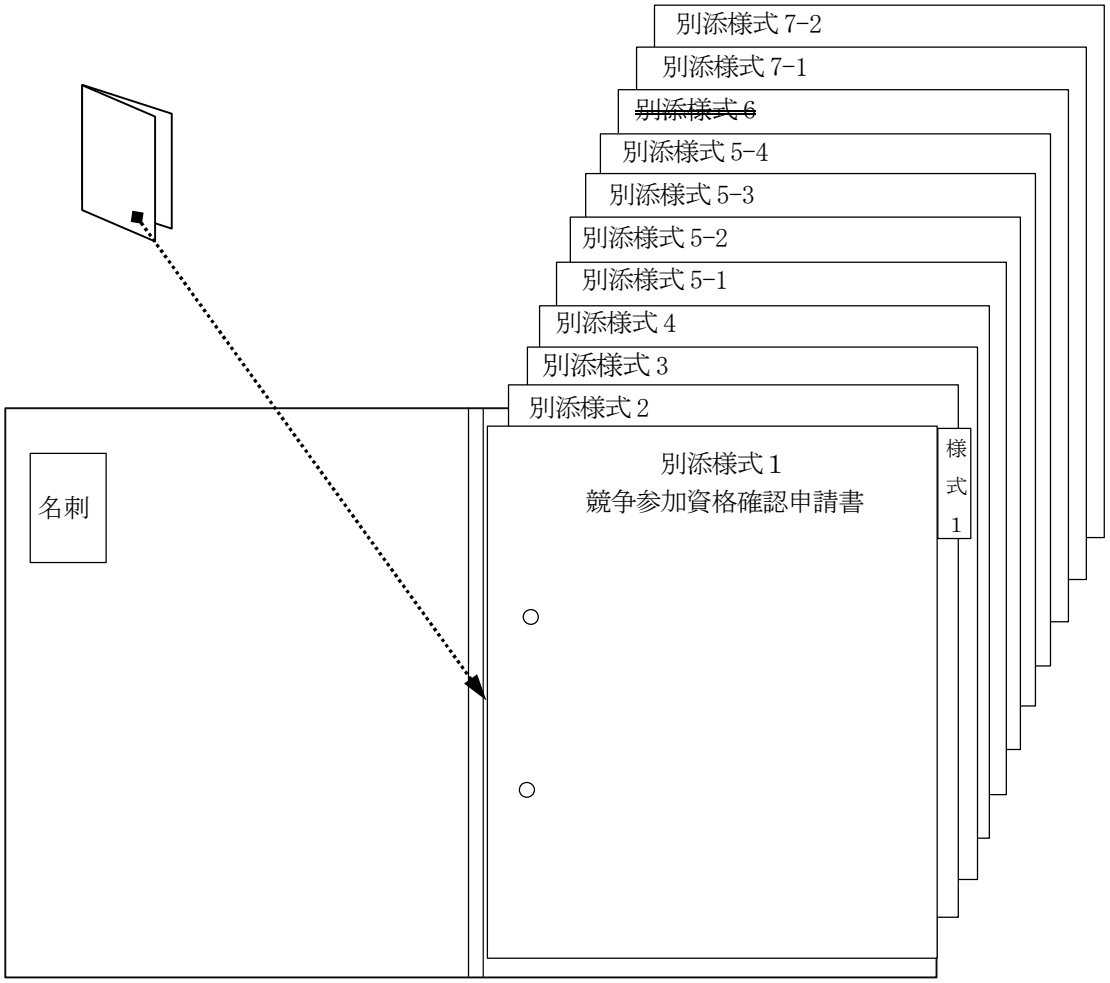
なお、民間工事で、工事請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。ただし、工事請負契約書・設計図書の一部等については、原本確認を行うので持参すること。

※３　CORINS 登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

※４　複数の様式において、同一の工事を記載した場合、工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）は、最も若い番号の様式にのみ添付し、その他の様式への添付は省略することができる。

※５　「簡易な施工計画」は、Ａ４判（縦使い）を標準とし、項目１及び２でそれぞれ２枚以内に纏めて記載すること。

３　セット方法



○ Ａ４判ファイル（左側２穴）に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入する。
○ 設計図書：Ａ３判に縮小し、Ａ４判に折り込む。工事名称、発注機関等の確認部分に赤色でマーク。
○ 各様式の最初のページにインデックスをつける。
○ ファイルの裏表紙に名刺を貼りつける。

４．その他の提出物

紙入札で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460 円）の切手を貼った長３号封筒を、申請書と併せて提出すること。（電子入札で参加する場合は必要ない。）なお、資料を提出した確認が必要な場合には、「別添様式１」の写しに機構受付印を押して返却するので、「別添様式 1」の写しを用意し、その旨受付会場で申し出ること。

以　上

別添様式１

（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

本部長　　山下　昌宏　殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担当者名

電　　話

E-mail

令和８年 11 月 19 日付けで掲示のありました「令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、掲示文兼入札説明書４(1)、(3)、(4)及び(7)に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書９(3)①に定める地理的条件を記載した書面

２　入札説明書９(3)②に定める同種工事の施工実績を記載した書面

３　入札説明書９(3)③に定めるワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を記載した書面

４　入札説明書９(3)④に定める配置予定の技術者の施工実績等を記載した書面

５　入札説明書９(3)⑤に定める簡易な施工計画を記載した書面

６　入札説明書９(3)⑥に定める社会保険等加入又は適用除外を証明する書面

（被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと）

当機構東日本地区における令和７・８年度建設工事競争参加資格の区分が「土木工事」の登録状況

・以下の□にチェック及び登録番号の記入

□申請中⇒□新規又は更新　　□工種等又は地区追加

□ 済　⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号	

注）　紙入札で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460 円）の切手を貼った長３号封筒を、申請書と併せて提出して下さい。（電子入札で参加する場合は必要ありません。）

別添様式２

（用紙Ａ４）

地 理 的 条 件

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記ａ又はｂの該当する方に○を付すこと

ａ　福島県内に建設業法に基づく建設業の許可を受けて本店、支店又は営業所を設置していること

※　ａに該当する場合は、建設業の許可証の写しを本様式に添付すること

ｂ　平成 23 年度以降(平成 23 年 4 月 1 日から本工事の掲示日の前日までの期間)に、福島県内において元請として受注し、完成後引渡しを済ませた土木工事の施工実績を有すること

工 事 名 称	
発 注 機 関 名	
施 工 場 所	福島県○○市○○
契 約 金 額	総額　　百万円（出資比率分　　％　　百万円）
工　　期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
受 注 形 態	単　独　　・　　共同企業体（出資比率　　％）
工 事 概 要（面積、幅員、延長その他）	

（注１）施工実績は、入札説明書４(9)①イｂに示す工事について記載すること。

（注２）工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）を添付すること。
なお、添付する設計図書の中で、工事名称及び工事概要が確認できる部分に、赤色でマークし、根拠等適宜添付すること。

別添様式３

（用紙Ａ４）

同種工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

含まれる工種	盛土工　　道路整備工　　排水工
工事名称	
発注機関名	
施工場所	（都道府県名・市町村名）
契約金額	総額　　百万円（出資比率分　　％　　百万円）
工期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
受注形態	単独　・　共同企業体（出資比率　　％）
工事概要（面積、幅員、延長その他）	

（注１）施工実績は、入札説明書４(9)①ロに示す同種工事について記載すること。

（注２）工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）を添付すること。

なお、添付する設計図書の中で、工事名称及び工事概要(盛土工、道路整備工、排水工の工種が含まれることとそれらの概要)が確認できる部分に、赤色でマークし、根拠等適宜添付すること。

別添様式４

（用紙Ａ４）

配置予定技術者の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

含まれる工種		盛土工　　道路整備工　　排水工
配置予定者の氏名		主任（監理）技術者　　○○　○○
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令による資格･免許		１級○○施工管理技士（○年取得、登録番号○○） 監理技術者資格（○年取得、登録番号○○） 監理技術者講習（○年取得、修了証番号○○）
工事経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	総額　　百万円
	工期	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
	従事役職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 担当技術者
	工事内容	

（注１）配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。
（注２）配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。
（注３）氏名欄には、主任技術者、監理技術者の別を記入すること。
（注４）配置予定技術者の施工実績とは、入札説明書４(10)②による。
（注５）添付資料
１）工事名称等及び工事概要(要件の工種が含まれることと、それらの概要)が確認できる、①契約書（写し)、②設計図書の一部等（写し）
なお、設計図書等には、工事名称及び概要を確認出来る部分を赤色でマーキングすること。
２）配置予定者の、③１級技術検定合格証明書（写し)、④監理技術者資格証（写し)、⑤監理技術者講習修了証（写し）
３）共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書（写し）
４）配置予定主任技術者で監理技術者資格証を添付しない場合は、所属会社との恒常的な雇用関係を証する資料として、健康保険証等（写し）

別添様式５－１　（総合評価に関する資料）

（用紙Ａ４）

企業の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)

	評価項目	評価基準	配点	実績内容	ﾁｪｯｸ欄
企業の実績	過去 15 年間(平成 23 年４月１日から掲示日まで)における同種工事（上記４ (9) ①ロに掲げる工事）の施工実績の有無（注１～２）	施工場所が相双地域内	5.0	（記入例） 相双地域内で施工実績あり ○○工事（H○.○.○完成）	
		施工場所が福島県内	2.5		
		施工場所が福島県外	0.0		
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定の平均点（注１）	81 点以上	5.0		
		79 点以上 81 点未満	3.0		
		77 点以上 79 点未満	2.0		
		75 点以上 77 点未満	1.0		
		75 点未満（実績なしを含む）	0.0		
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)に当機構「土木」工事または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事における優良工事表彰の有無（注１～３）	当機構の表彰実績あり	5.0	（記入例） 表彰実績あり ① 国土交通省○○地方整備局局長表彰（R○.○.○） ○○工事 ② 福島県知事表彰（R○.○.○） ○○工事	
		国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0		
		都道府県又は政令指定都市の表彰あり	3.0		
		表彰の実績なし	0.0		
	ＩＳＯ認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み	以下の項目について２つ以上該当 ・ ISO9001 又は ISO14001 認証取得済み ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表（SDGs の取組みの公表を含む）	5.0	・ISO90 及び ISO14001 認証登録証の写し等 ・企業の環境報告書の公表が確認できる資料 ・企業の社会貢献活動に係る取組み（SDGs の取組み含む。）の公表及び取組みの概要が確認できる資料を添付	
		以下の項目について１つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGs の取り組みの公表含む）	2.5		
		上記以外	0.0		
社会・地域貢献度等	過去２年間（令和６年４月１日から掲示日まで）の当機構における「街づくり等事業貢献業者への表彰」の有無	表彰が複数件あり	5.0		
		表彰あり	2.0		
		表彰なし	0.0		

	評価項目		評価基準	配点	実績内容	ﾁｪｯｸ欄
	ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定の有無	① 女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし（注５）	5.0	ＷＬＢ等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること（別添様式 5-2）	
			えるぼし３段階目（注６）	4.0		
			えるぼし２段階目（注６）	3.0		
			えるぼし１段階目（注６）	2.0		
			行動計画（注７）	1.0		
		② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	プラチナくるみん（注８）	5.0		
			くるみん（令和７年４月以降の基準）（注９）	4.0		
			くるみん（令和４年４月～令和７年３月までの基準）（注 10）	3.0		
			トライくるみん（令和７年４月以降の基準）（注 11）	3.0		
			くるみん（平成 29 年４月～令和４年３月までの基準）（注 12）	3.0		
			トライくるみん（令和４年４月～令和７年３月までの基準）（注 13）	3.0		
			くるみん（平成 29 年３月までの基準）（注 14）	2.0		
			行動計画（令和７年４月以降の基準）（注 15）	1.0		
		③ 若者雇用促進法に基づく認定（ﾕｰｽｴｰﾙ認定企業）	あり	4.0		
			いずれも認定無し	0.0		
	過去 10 年間（平成 28 年４月１日から掲示日の前日までの期間）に相双地域内で土木工事の災害復旧工事の施工実績（注１）		実績あり	5.0	（記入例） ○○町内で施工実績あり ○○工事（H○.○.○完成）	
			実績なし	0.0		
	地元企業の活用状況（注 16）		当該工事で地元企業を一次下請けとして活用予定あり	5.0		
			なし	0.0		
	地域固有の社会貢献活動（注 17）		当該工事で地元企業から工事に係る資材等の調達の活用予定あり	5.0		
			なし	0.0		

（注１）共同申込みの場合は、いずれかの構成員が該当すれば評価する。
（注２）各項目で実績が複数ある場合は評価点が高い方を採用する。（合算した評価点とはしない。）
（注３）優良工事表彰状（写し）を添付すること。ただし、国土交通省各地方整備局発注の場合は局長表彰、県又は政令指定都市発注の場合は知事表彰又は市長表彰とする。
（注４）複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
（注５）女性の就業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性活躍推進法 12 条の規定に基づく認定。
（注６）女性活用推進法第９条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
（注７）常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
（注８）次世代法第１５条の２の規定に基づく認定
（注９）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定
（注10）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号又は第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定（ただし、注12 及び　注14 の認定を除く。）
（注11）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定
（注12）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条の規定に基づく認定（ただし、注14 の認定を除く。）
（注13）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に掲げる基準による認定
（注14）次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第31 号。以下「平成29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29 年改正省令附則第２条第３項に掲げる基準による認定
（注15）次世代法第12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第42 号）による改正後の次世代法第12 条第５項の規定

に基づき令和７年４月１日以後に策定又は変更を行ったもの

（注 16）地元企業とは浜通り地域に本店がある企業をいう。地元企業を一次下請けとして活用予定がある場合は、一次下請け予定企業の契約予定工事の概要（工種もしくは作業内容等）並びに一次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを提出すること。

（注 17）地元企業とは、浜通り地域に本店がある企業をいう。地元企業から工事に係る資材等の調達予定がある場合は、調達予定の概要（予定企業、調達内容等）予定企業の法に基づく許可証等の写しを提出すること。

（注 18）チェック欄については記入しないこと。（機構のチェック用として使用。）

別添様式５－２　（総合評価に関する資料）

（用紙Ａ４）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定を取得している。　【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

３　若者雇用促進法に基づく認定

○　「ユースエール認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

別添様式５－３　（総合評価に関する資料）

（用紙Ａ４）

配置予定技術者の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 配置予定技術者の施工実績（注１）

評価項目	評価基準	配点	実績内容	ﾁｪｯｸ欄
過去15年間(平成23年４月１日から掲示日まで)における同種工事(上記４(9)①ロに掲げる工事)の施工実績の有無（注1、注3）	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が３件以上あり	5.0	(記入例) ○○発注工事で○ha以上の施工実績あり ○○工事（H○.○.○完成）	
	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が２件あり	2.0		
	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての経験が１件あり	0.0		
過去３年間（令和５年４月１日から掲示日の前日までの期間）に従事した機構土木工事における工事成績評定の平均点。（注1、注4） ただし、当該件数が６件以上ある場合は掲示日から直近５件の平均点	81点以上	10.0		
	79点以上81点未満	7.0		
	77点以上79点未満	4.0		
	75点以上77点未満	2.0		
	75 点未満（実績なしを含む）	0.0		
過去３年間（令和５年４月１日から掲示日の前日までの期間）に従事した機構土木工事又は国交省各地整等発注の一般土木工事における優良工事表彰の有無（注1～4）	主任（監理）技術者又は現場代理人として機構の表彰工事に従事した実績あり	10.0	(記入例) 表彰実績あり（現場代理人） 国土交通省○○地方整備局局長表彰（R○.○.○表彰）○○○工事	
	担当技術者として機構の表彰工事に従事した実績あり	5.0		
	主任（監理）技術者又は現場代理人として国交省の表彰工事に従事した実績あり(局長表彰)	5.0		
	主任（監理）技術者又は現場代理人として都道府県又は政令指定都市の表彰工事に従事した実績あり	3.0		
	表彰工事に従事した実績なし	0.0		

（注１）当該工事の配置技術者であることを証する資料（写し）を添付すること。
（注２）優良工事表彰状（写し）を添付すること。ただし、国土交通省各地方整備局発注の場合は局長表彰、県又は政令指定都市発注の場合は知事表彰又は市長表彰とする。
（注３）共同申込みの場合は、今回工事における配置予定監理技術者について評価する。
（注４）従事した工事とは配置予定技術者が現場代理人又は主任技術者（管理技術者）として

従事した工事をいう。

（注５）各項目で実績が複数ある場合は評価点が高い方を採用する。(合算した評価点とはしない。)

（注６）配置予定技術者について、複数の候補者を予定する場合には、配点が低くなる方で評価する。

（注７）工事名称、発注機関名、施工場所、工期及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部等（写し）を添付すること。

なお、添付する設計図書の中で、工事名称及び工事概要(整地工が含まれることと概要)が確認できる部分に、赤色でマークし、根拠等適宜添付すること。

また、他の様式に同じ工事を記載した場合は、本様式にあらためて資料を添付する必要はない。

（注８）チェック欄については記入しないこと。(機構のチェック用として使用。)

別添様式５－４　（総合評価に関する資料）

（用紙Ａ４）

簡易な施工計画

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目１

工事工程を遅延させないための工事手順等について、以下の視点で技術上の工夫を記載

・「工事工程の適切な把握、及び工事遅延リスクの要因と対応についての提案」

※留意事項

・項目２との重複の提案とならないよう留意

・提案項目数は５項目以内とすること

項目２

関連他工事との輻輳に対する調整等について、以下の視点で技術的工夫を記載

・「関連他工事との調整方法、及び関連他工事との工程管理、安全管理にかかる提案」

※留意事項

・項目１との重複の提案とならないよう留意

・提案項目数は５項目以内とすること

・場内及び場外における関連他工事の状況については、図面特記仕様書（14）に記載

（注１）施工計画は、必要に応じ説明図表を添付すること。また、文面の文字の大きさは 10 ポイント以上とし、説明図表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとすること。

（注２）資料の頁数は、説明図表を含めＡ４判（縦使い）を標準とし、各項目毎に２枚以内に纏めて記載すること（２枚を超える分は評価しない）。カラーコピーは可とする。

（注３）各項目に記載する提案項目数は５項目以内とし、記載の順に１から５までの通し番号を付けること。加点評価対象は番号１から５の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。

別添様式７－１

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
　本部長　山下　昌宏　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

適用除外誓約書

別紙（別添様式７－２）の理由により、「令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　以上のことについて、誓約します。

別添様式７－２

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

別紙９

令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事
質問書（全〇枚）　㈱〇〇建設

No.	入札説明書項目番号 又は図面番号	質　問	回　答

別紙 10

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と受注者○○○○○○○（以下「乙」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

甲は、工事の契約にあたり、乙が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり甲、乙確認する。

第２　確認事項の履行

乙は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

甲は、乙が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、乙に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名
令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事

２　低入札価格調査による確認事項
別紙

令和　年　月　日

甲　　独立行政法人都市再生機構
東北震災復興支援本部
本部長　　山下　昌宏　㊞

乙　　社名
代表取締役　　○○　○○　㊞

【別紙】

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

2　◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

3　※※※に関すること。

記載要領
1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以　上

別添１

【FAX申込書】

独立行政法人都市再生機構　東北震災復興支援本部

設計図面等交付申込書

申込日：令和　　年　　月　　日

工　事　件　名		令和８年度福島国際研究教育機構敷地整備工事
申込者	会　社　名	
	住　　所	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	電話番号　　－　　－ E mail
その他	特定の送信日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

別添２　「機密保持に関する確認書」も併せて送信して下さい。原本は郵送して下さい。

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までに送付します。

【申込先】独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部 福島復興支援部 基盤工事課

【送信先】ＦＡＸ ０２４６-２４-０３０１

【問合先】独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部 福島復興支援部 基盤工事課
ＴＥＬ　０２４６－３８－６５３１

別添２

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
本部長　山下　昌宏 殿

（住 所）
（会社名）
（代表者名）　　印※

機密保持に関する確認書

当社は、「令和8年度福島国際研究教育機構敷地整備工事」への入札参加検討のため、貴機構より開示される対象事業の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

１．当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる 管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２．当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本 確認書に定める機密保持義務を負うものとします。

３．当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとし ます。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。 イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示 を請求された場合 ロ 本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討 に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産 鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合

４．次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。 イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ 貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５．当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。

６．当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

（担当者の連絡先）
御部署
御氏名
Tel）　　－　　－

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、 印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類の写しと共に郵送して下さい。 年間委任状を提出している場合、年間委任状に基づく代理人の氏名及び押印も可とします。